

生徒・保護者等の皆様へ

入学時に配布いたしました冊子『「ひがし」ハンドブック』から、校則に該当する「高校生活を送るうえでの留意点」の**5「校内での携帯電話・スマートフォンの取り扱い」**から**12「届出事項」**まで、そして「**服装規定**」の部分を抜粋して掲載いたします。今一度、生徒の皆さんが健全な学校生活、社会生活を送ることができるよう、必要なルールについてご確認、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今後、皆様のご意見を聞きながら冊子全体の見直しを行い、令和5年度末までには冊子全体をホームページに掲載する計画であることを申し添えます。

高知県立高知東高等学校長

◇◇◇高校生活を送るうえでの留意点◇◇◇

5 校内での携帯電話・スマートフォンの取り扱い

校内での携帯電話・スマートフォンの扱いについては、学習系アプリ classi を導入して授業やホームルーム活動で使用するので、本校では次のように扱いますので、特に注意してください。

- (1) 校時中の携帯電話・スマートフォンの扱いについては、次の時間帯及び場所以外は、使用することも触ることも禁止する。
 - ・使用してもよい時間帯は授業・ホームルーム等で学習系アプリ等を学習及び活用する場合、昼休みの時間帯
 - ・使用しても良い場所はホーム教室または食堂。
- (2) 定期考査中は、携帯電話・スマートフォンの電源を切り、鞆の中に入れて廊下に置く。
携帯電話・スマートフォンを身につけていた場合は、不正行為とみなし、状況に応じて相応の措置をとる
- (3) 友人間で暗黙のルールとなっている「既読→返信」は、互いを束縛し苦しめるだけである。
学習時間や睡眠時間を確保できるよう、友人同士で連絡を取り合う時間を制限するなど使用のルールを決める。自分のため、友人のために、声を出してみる勇気を持とう。

情報が氾濫する社会の中で、ネットトラブルやネット依存が深刻な問題となっています。インターネットや携帯電話・スマートフォンの使用に当たっては、校内外を問わず、節度をもって使用できる判断力、自己管理能力を育むとともに、正しい情報か誤った情報かを見極め、情報を効果的に活用する力を養うよう努めましょう。

6 部活動

部活動は教育活動の一環であり、学業との両立を前提として、高い技能や技術を習得するとともに、集団の一員としての自覚と責任をもつことを目的として活動するものである。

(1) 1年次は、いずれかの部活に所属し活動することを奨励する。

(2) 活動時間について

① 平日（課業日） 原則2時間程度

部活動終了時刻： 午後6時30分まで

下校時刻： 午後7時まで

② 土日、祝日、長期休業中 原則3時間程度

部活動終了時刻： 午後4時30分まで

下校時刻： 午後5時まで

ただし、校長の許可を得て活動時刻の延長することができる。また、特別な事情により、さらに活動時間の延長が必要な場合は、校長が許可する。

(3) 定期考査に係る部活動

考査発表後から考査終了まで、原則として部活動を禁止する。ただし、定期考査発表中または定期考査中、及び定期考査終了日より2週間以内に大会・試合がある場合は、1時間程度の部活動を認める。

(4) 部室の使用について

① 部室の使用は、更衣、道具の出し入れ等部活動に関連のあるものに限る（雑談、食事等の使用はしない）。

② 部室の使用は、放課後のみとする。ただし、放課後までに部室への入室が必要な場合は顧問の管理下において行う。

③ 部室の使用は、部員に限る。部員以外の生徒の部室への出入りは、原則禁止する。

④ 部室は常に整理整頓を心がける。万が一、破損等があった場合は、原則としてその部において修理を行う。

⑤ 部室の鍵は、体育科職員室等の所定の場所で保管し、部室の開閉時のみ持ち出しを行う。合鍵の作製は、厳に禁止する。

7 アルバイト

アルバイトは「社会経験の場」という側面もあり、一概に否定するものではありませんが、高校生に求められるのは、まずは充実した学校生活を送ることです。

(1) 1年生については1学期期末試験結果発表（成績会議終了）までは原則禁止とする。（特別な事情により、それまでにアルバイトの申請をする場合は、必ず生徒指導部に申し出をし、協議をしたうえで学校長が判断をする）

(2) 無許可アルバイト及び立ち入り禁止場所や居酒屋など著しく不適切な場所でのアルバイトが明らかになった場合は生徒指導の対象となりますので注意してください。また、考査発表から考査終了までは禁止とします。

(3) アルバイト申請の流れ

学年補導の先生にアルバイト希望の旨を伝える。 → 学年補導の先生と面接 → アルバイト許可願・事業者確認証を受け取り、アルバイトの許可となる。

- (4) 2・3年生については、新年度に必ず申請・更新を生徒指導部にて行ってください。
- (5) 高校生のアルバイトの実態として、以下のような事例があります。注意してください。

【学校生活や学業への悪影響】

- ・金銭感覚が麻痺し、金遣いが荒くなった。
- ・アルバイトで疲れ果て、学校に遅刻したり、授業中居眠りしたりして、学校の勉強についていけなくなった。
- ・時数不足や学業不振となり、原級留置や退学となった。

【事業主とのトラブル】

- ・賃金の不払いがある（ただ働きをさせられる）。
- ・法的に決められている休憩時間すら与えてもらえない。
- ・事業主に一方的にシフトを組まれ、時間を超過して勤務させられたり、定期考査中でも勤務を命じられたりする。
- ・アルバイトを辞めたいと申し出ても、事業主が辞めさせてくれない。

なお、アルバイトに当たっては、以下のことを必ず守ってください。

- ・高知県青少年保護条例に基づき、午後 10 時までに帰宅が完了していること。
- ・高校生の出入りが禁止されている場所、または高校生として好ましくないと考えられる場所でのアルバイトは禁止する。
- ・居酒屋や主にアルコールを提供する店でのアルバイトは禁止する。
- ・定期考査及び定期考査発表期間中のアルバイトは禁止する。
- ・1 年生については、1 学期末成績会議終了までアルバイトを行うことはできない。（高校の生活リズムに慣れるため）。
- ※ 上記のことが守られなかった場合はアルバイト許可を取り消します。
- ※ 学習面（学業成績、授業態度）や生活面（出欠状況や服装・頭髪等）が芳しくない場合はアルバイト許可を取り消します。
- ※ 無断で（学校の許可なく）アルバイトをした場合は、指導の対象となります。

8 生徒の選挙活動、政治的活動

平成 28 年 6 月 19 日に公職選挙法の一部が改正され 18 歳以上の生徒が選挙権を有することとなりました。改正公職選挙法においては、選挙運動及び政治的活動を次のように定義しています。

選挙運動；特定の候補者のために票を得ようとする活動のこと。選挙運動が認められるのは 18 歳以上の有権者のみ。

政治的活動；特定の政治上の主義もしくは施策等を推進または反対するための活動のこと。政治的活動に年齢制限はない。

以上のように、改正公職選挙法に基づき、生徒の選挙運動や政治的活動は一定認められていますが、無制限に認められるものではありません。公職選挙法に違反することがないように、以下のことに留意してください。

(1) 学校内での選挙運動、政治的活動について

- ① 教科・科目等の授業や、生徒会活動、部活動等の教育活動の場において、生徒は選挙運動や政治的活動を行うことは禁止する。

- ② 放課後や休日等であっても、学校内で生徒が選挙運動や政治的活動を行うことは制限する。ただし、他の生徒の活動の妨げとなる場合や学校管理上支障がある場合、その他学校の政治的中立が確保できない場合は禁止する。
- (2) 放課後や休日等に学校外で行う選挙運動、政治的活動
- ご家庭の責任の下、生徒が判断し行うことが原則となります。ただし、以下の場合は、必要かつ合理的な範囲で、制限または禁止することを含めて指導を行います。
- ① 違法なもの、暴力的なもの、または、その恐れが高いと認められる場合
- ② 選挙運動や政治的活動に熱中するあまり学業や生活などに支障があると認められる場合
- ③ 他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、または、生徒間における政治的対立が生じるなどにより、学校教育に支障があると認められる場合

9 その他の校内外の生活全般

学校は小さいながらも人が交わる社会である。集団としての自覚、相互の人格の尊重、親切心や協調性、公共心をもち、この社会が、全員にとって安心・安全で、居心地のよい場所となるよう、自分の行動に責任をもつこと。

- (1) 校舎内はすべて共用スペースであることを自覚し、自分の荷物は、所定の場所で責任をもって自分で管理する。
- ・自分の机を他の生徒が使用する可能性があることを意識し、自分の荷物は机の中、あるいは鞆の中で管理する（ペットボトル等、机の上への置き放しは厳禁）。
 - ・下履き、上履き、運動靴は、昇降口の所定の場所に入れる。
 - ・通行の妨げとなるような鞆やその他の荷物については、教室の後方に置く。
 - ・更衣室等に、体操服等を置き放しにしない。
- (2) ごみは分別して所定の場所に捨てる。また、ごみが落ちている場合は、率先して拾う。
- (3) 自転車通学を希望する場合は、所定の手続きを経て学校の許可を受ける。許可された自転車には学校指定のステッカーを貼る。
- (4) 自転車は、各クラスの割り当てられた駐輪場に置き、必ず施錠する。
- (5) 上履きと下履きの区別をする。
- (6) 常に節電を心がけ、教室を使用しない場合は、退室時に電灯やエアコン、扇風機等のスイッチを切る。
- (7) 下校時は、教室や廊下の戸締りをする。
- (8) 緊急時以外は、非常ベル、防火扉、消化器等に絶対に触れない。
- (9) 学習やその他の教育活動に関係のない娯楽物・雑誌等を学校へ持参しない。
- (10) 職員室等への入室の際は、ノックをして扉を開け「失礼します。○年△ホームの□□です。◇◇先生に用があつて来ました。」と、はっきり伝える。
- (11) 来客にあったときは、おもてなしの心をもって、あいさつをする。
- ・まずは「こんにちは」が言えるようにしましょう。
 - ・次には「どちらにご用ですか？」など、率先して声かけができるようにしましょう。
- (12) 校内放送や校内掲示等の伝達事項に常に注意する。
- (13) 所持品については、氏名を明記し、盗難・紛失のないように心がける。体育の時間等自保管が難しい場合は、貴重品を教員に預ける。万が一、紛失した場合は、ホーム担任に報告

のうえ、生徒指導部まで届け出る。

- (14) 落とし物を習得した場合は、生徒指導部へ届ける。
- (15) 上履きや体育館シューズなどのかかとを踏まず、3年間使えるよう大切に使用する。
- (16) 校内に掲示したいものがある場合は、生徒指導部の許可を受ける。掲示物には、責任者氏名、所属名を明記する。掲示期間終了後は、速やかに撤去する。
- (17) 校内外でトラブルがあった場合やその他困ったこと等があった場合は、速やかにホーム担任に連絡する（ホーム担任が不在の場合は、生徒指導部に連絡する）。
- (18) 校外で補導された場合や交通事故・違反をした場合は、速やかにホーム担任に連絡し、生徒指導部の指示に従う。

10 運転免許の取得

運転免許の取得に当たっては、以下の規定を守ること。

- (1) 原動機付自転車（以下「原付」）または自動二輪・特定原動機付自転車（キックボード等）を含む。
 - ア 「バイクの三ない運動（免許を取らない、バイクに乗らない、バイクを買わない）」の理念に基づき、原付又は自動二輪、特定原動機付自転車の免許取得は、原則禁止とする。
 - イ 特別な事情により免許取得が必要な場合は、保護者が事前に願い出て学校長の許可を得なければならない。
- (2) 普通自動車
 - 普通自動車の免許取得は、生徒及び保護者の申し出により、学校長の許可を得なければならない。なお、自動車学校への入校にあたっては、以下のことを遵守すること。
 - ア 就職内定者で企業から普通自動車免許取得の要請があった生徒は、2学期中間考査終了日以降から自動車学校への入校を認める。
 - イ その他の生徒は、2学期末考査終了日以降から自動車学校への入校を認める。
 - ウ 自動車学校に通学する際は、学校長の許可証を必ず持参すること。
 - エ 自動車学校への通学は、長期休業や家庭学習機関を利用するなど、学校生活に支障のないこと（授業を欠席して自動車学校へ通学している場合は、入校許可を停止する。
 - オ 卒業前に取得した場合は、卒業まで免許証を生徒指導部に預けること（運転は厳に禁止する）

11 禁止事項

- (1) 法令や社会的規範に触れる行為をしてはならない。
 - 飲酒（同席を含む）、喫煙（タバコ所持・喫煙同席を含む）、暴力・脅迫・恐喝、窃盗、万引き、とばく行為、公共物の破壊、薬物の使用、学割・定期券の不正使用 等
- (2) 各種テストでのカンニング行為及びその他の不正行為
- (3) 授業妨害、怠学行為
- (4) 下記の場所への立ち入り
 - パチンコ店（各種遊技場）・居酒屋・風俗店営業・ゲームセンター・カラオケボックス（ただし、保護者同伴であれば可）・その他、高校生として好ましくない場所。
- (5) 無届のアルバイト

- (6) 午後10時以降の外出
- (7) 保護者等の許可なしの外泊
- (8) 校内での宗教活動、またはそれを指示するための活動
- (9) 特定の政治的団体への加入の働きかけ、またはそれを指示するための活動
- (10) 教員引率もしくは保護者等同伴のない宿泊を伴う行事への参加

「学校・警察連絡制度」について

本県では、平成23年から「学校警察連絡制度」が施行されています。この制度は、学校、警察・家庭が連携して、できるだけ早い段階で非行や問題行動の芽を摘み、子供たちの健全育成を図ることを目的としています。

具体的には、生徒が逮捕や検挙、補導された事案、交通違反、その他の不良行為があった場合に、警察から学校にその情報が提供されます。また、事案内容や状況によっては、学校から警察へ情報を提供し、学校と警察が協力して生徒の指導・支援を行う場合もあります。

なお、生徒が上記のことで警察の指導を受けた場合には、速やかにホーム担任または生徒指導部へ申し出るよう指導しています。

学校としては、警察からの情報提供をもとに生徒の法令順守の意識や道徳心を育成したいと考えていますが、何よりも、生徒自身が進んで社会のルールを守り、警察に指導されることがないことを願っています。

ご家庭におかれましても、この制度の趣旨をご理解いただきますとともに、自分の行動に自覚と責任を持つよう、お子様にご指導くださるようお願いいたします。

12 届出事項

以下に示すそれぞれの場合は、所定の用紙にて届け出る必要があるので、十分留意すること。

(＜ ＞は用紙のある場所、【 】は届け出るところ、〔 〕は保管するところ)

- (1) 登校後、外出または早退するとき
＜職員室＞→【ホーム担任】→〔教務部〕
- (2) 学校が認めた学校代表等公務による欠席（試合、表彰、抽選会等）
＜職員室＞→【ホーム担任（関係教員含む）】→〔教務部〕
- (3) 家族、親族の死亡、葬儀等の場合
＜職員室＞→【ホーム担任】→〔教務部〕
- (4) 法定または学校感染症による欠席
＜職員室＞→【ホーム担任】→〔教務部〕
- (5) 天災、交通機関等の事故等不可抗力による欠席または遅刻
＜職員室＞→【ホーム担任】→〔教務部〕
- (6) 就職・進学のための活動による欠席または遅刻、早退
＜職員室＞→【ホーム担任】→〔教務部〕
- (7) 特別な事情により定期考査または課題テストを欠試する場合
＜職員室＞→【ホーム担任】→〔教務部〕
- (8) 住所変更をした場合
＜職員室＞→【ホーム担任】→〔教務部〕

- ※住民票を必ず添付すること
- (9) 保護者または保証人が変更になった場合
＜職員室＞→【ホーム担任】→〔教務部〕
- (10) 姓が変わった場合
＜職員室＞→【ホーム担任】→〔教務部〕
- (11) 所持品が紛失または盗難にあった場合
＜生徒指導部＞→【ホーム担任－生徒指導部】→〔生徒指導部〕
- (12) 何らかの理由により正規の服装で通学できない場合
＜生徒指導部＞→【ホーム担任－生徒指導部】→〔生徒指導部〕
- (13) 生徒証（身分証明書）の再交付を受ける場合
＜生徒指導部＞→【ホーム担任－生徒指導部】→〔生徒指導部〕
- (14) 自転車ステッカーの再交付を受ける場合
＜生徒指導部＞→【ホーム担任－生徒指導部】→〔生徒指導部〕
- (15) 運転免許を取得する場合
＜生徒指導部＞→【ホーム担任－生徒指導部－学校長】→〔生徒指導部〕
- (16) 学割証の交付を受ける場合
＜事務室＞→【ホーム担任－生徒指導部－教頭－事務室】→〔事務室〕
- (17) その他の証明書の交付を受ける場合
＜事務室＞→【ホーム担任－教頭－事務室】→〔事務室〕

◇◇◇服装規定◇◇◇

制服や頭髮等の身だしなみは、その集団のイメージを左右する重要なものであると同時に、高校生活の中でも特に重要な規範となる。本校生として、常に清潔感のある身だしなみに細心の注意を払い、地域社会から信頼を得られるよう努める。

1 男子制服

- (1) 夏服
本校指定のカッターシャツに、ズボンを着用する。
- (2) 合服
ア 本校指定のカッターシャツとズボンを着用する。
イ 本校指定のセーター、ベストの着用を認める。
- (3) 冬服
ア 本校指定のカッターシャツに、ブレザーとズボンを着用する。
イ 本校指定のセーター、ベストの着用を認める。
※女子用ブレザーの着用は認めない。
- (4) その他
ア 平素は、ネクタイの着用は自由とする。
イ 式典、学校行事、学校が指定する場合は、ネクタイの着用を義務付ける。

2 女子制服

(1) 夏服

本校指定の半袖ブラウス、または長袖ブラウス（カットシャツ）に共布ベストを着用し、キュロットスカートまたは、スラックスを着用する。スラックスの場合にのみ、男子用半袖カットシャツの着用を認める。

(2) 合服

本校指定の長袖ブラウスに、共布ベストとキュロットスカートまたはスラックスを着用する。

(3) 冬服

ア 本校指定のブラウスに、ブレザーとキュロットスカートまたはスラックスを着用する。

イ 本校指定のセーター、ベストの着用を認める。

(4) その他

ア 平素は、リボンの着用は自由とする。

イ 式典、学校行事、学校が指定する場合は、共布ベスト・リボンの着用を義務付ける。

※スカートについては、本校指定のキュロットスカートまたはスラックスとする。

※スカート丈は、膝の皿にかかる長さとする。

3 その他の服装

(1) 靴下

- ・白色、黒色、紺色、茶色のいずれかのソックスまたはハイソックスとする。
- ・ダボついたソックス（ルーズソックス等）は着用を認めない。
- ・ストッキングの色は、黒またはベージュとする。

(2) 通学靴

黒色または茶色の革靴が望ましいが、スニーカーでもよい。

(3) マフラー等

冬季はマフラー等の使用を認めるが、校舎内での使用は認めない。

(4) 上着

冬季のコート（上着）については黒色、紺色、茶色の単色については認める。

4 頭髪

(1) 正当な理由のない毛染め、脱色、パーマ、カール、つけ毛等は禁止する。

(2) ヘアピン、髪どめ（ゴム紐）のみの使用とし、華美でないこと。

5 化粧、装飾品

(1) 化粧、色付きリップ、マニキュア、アイプチは禁止する。

(2) ピアス、指輪、ネックレスなどの着用は禁止するが、磁気ネックレス（スポーツネックレス）の使用は許可制とする。

(3) カラーコンタクトレンズの使用は禁止する。

(4) リボン、ヘアバンド、シュシュ等の装飾品は使用を禁止する。

6 その他（上履き、体育館シューズ等）

- （１）制服は譲り受けてもよいが、極端にサイズが合わないものは使用できない。
- （２）やむを得ず正規の制服が着用できない場合は、生徒指導部に申し出、許可を得る。
- （３）上履きは本校指定のものを使用する。
- （４）体操服は、原則、本校指定のものとする。
- （５）体育館シューズ及びグラウンドシューズは、本校指定のものを使用する。
- （６）衣替えの時期については、その年の気候等を考慮し、その都度指示する。